

(別紙) 消費者契約法第1章及び第2章の対照表

現 行 法	改 正 試 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「消費者」とは、<u>個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)</u>をいう。</p> <p>2 この法律(第43条第2項第2号を除く。)において「事業者」とは、<u>法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人</u>をいう。</p> <p>3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。</p> <p>4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体(消費者基本法(昭和43年法律第78号)第8条の消費者団体をいう。以下同じ。)として第13条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。</p> <p><u>(事業者及び消費者の努力)</u></p> <p>第3条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>[新設]</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 [同左]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「消費者」とは、個人をいう。<u>但し、事業として契約の当事者となる場合におけるものを除く。</u></p> <p>2 この法律(第43条第2項第2号を除く。)において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として契約の当事者となる場合における個人をいう。</p> <p>3 [同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p><u>(事業者の努力及び義務並びに消費者の努力)</u></p> <p>第3条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、<u>当該消費者にとって明確かつ当該消費者が理解できる平易な言葉を用いなければならない。</u></p> <p><u>2 事業者は、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の必要な情報が重要事項に関するものであると</u></p>

〔新設〕

〔新設〕

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

〔新設〕

## 第2章 消費者契約

### 第1節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第4条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- ① 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- ② 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

きは、事業者は消費者に対し、当該情報を提供しなければならない。

4 事業者は、消費者契約の締結について勧誘するに際しては、消費者を威迫または困惑させてはならない。

5 事業者は、消費者契約の締結について勧誘するに際しては、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮しなければならない。

6 〔同左〕

7 事業者が第1項、第3項及び4項に違反したときは、消費者は、これによって生じた損害の賠償を請求できる。

## 第2章 消費者契約

### 第1節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第4条 消費者は、事業者が当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- ① 重要事項について事実と異なることを表示すること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- ② 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来における不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が当該消費者に対して重要事項について当該消費者の不利益となる事実を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

① 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

② 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

[新設]

4 第1項第1号及び第2項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

① 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

② 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

5 第1項から第3項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第5条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「受託者等」という。）が消費者に対して同条第1項から第3項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第2項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第1項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

[新設]

3 消費者は、事業者が当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

① [同左]

② [同左]

③ 当該事業者に対し、当該消費者が、当該消費者契約を締結しない旨の意思表示をしたにもかかわらず、当該消費者契約についての勧誘行為を継続したこと。

4 第3条第3項並びに第1項第1号及び第2項の「重要事項」とは、消費者契約に係る事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

5 [同左]

(第三者の関与及び代理人)

第5条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約を締結する旨勧誘することを依頼し又は契約締結に向けた交渉に関与させ（以下この項において単に「依頼等」という。）、当該依頼等を受けた第三者（その第三者から依頼等（2以上の段階にわたる依頼等を含む。）を受けた者を含む。以下「受託者等」という。）が消費者に対して同条第1項から第3項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第2項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第1項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 消費者が、前条第1項乃至第3項の規定により消費

者契約を取り消したときは、当該消費者契約に基づく金員の支払いを求める第三者に対し、その支払いを拒否または支払済みの金員の返還を請求することができる。

3 [同左]

(解釈規定)

第6条 [同左]

(取消権の行使期間等)

第7条 第4条第1項から第3項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から5年間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から20年を経過したときも、同様とする。

2 [同左]

## 第2節 消費者契約の条項の無効

(契約条項の解釈準則)

第8条 消費者契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、消費者にとって最も有利に解釈しなければならない。

(無効とする消費者契約の条項)

第8条の2 次に掲げる消費者契約の条項は、当該条項全体を無効とする。

① [同左]

② 事業者の債務不履行により消費者の生命又は身体に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

③ [同左]

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（2以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下同じ。）、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第1項から第3項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第7条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

(解釈規定)

第6条 第4条第1項から第3項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治29年法律第89号）第96条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(取消権の行使期間等)

第7条 第4条第1項から第3項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から6箇月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から5年を経過したときも、同様とする。

2 会社法（平成17年法律第86号）その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第4条第1項から第3項まで（第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定によりその取消しをすることができない。

## 第2節 消費者契約の条項の無効

[新設]

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第8条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

① 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

[新設]

② 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又

はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

- ③ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項

[新設]

- ④ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

- ⑤ 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

- ④ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

- ⑤ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者の生命又は身体に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

- ⑥ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

- ⑦ [同左]

- ⑧ 条項の解釈を事業者にのみ認める条項

- ⑨ 事業者の権利又は消費者の義務の存否に関する局部的な判断権限を事業者にのみ与える条項

- ⑩ 事業者の義務又は消費者の権利の存否に関する局部的な判断権限を事業者にのみ与える条項

- ⑪ 事業者が任意に債務を履行しないことを許容する条項

- ⑫ 事業者の債務不履行責任を制限し又は損害賠償の額を定めることにより消費者が契約を締結した目的を達成することができないこととなる条項

- ⑬ 法律によって認められた消費者の相殺権を排除又は制限する条項

- ⑭ 法律によって認められた消費者の解除権（申込みの撤回、将来に向かってのみ効力を有する解除を含む。）を制限する条項

- ⑮ 消費者契約に基づいて生じた事業者の消費者に対する債権を事業者が第三者に譲渡することについて、消費者があらかじめ異議をとどめない承諾をする条項

<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p><u>⑩ 事業者が消費者の同意を得ることなく第三者に消費者契約上の地位を移転させることを認める条項</u></p> <p><u>⑪ 事業者が消費者契約に基づいて生じた債務を消費者の同意を得ることなく第三者に負担させ、かつ、当該事業者が自己の債務を免れることを認める条項</u></p> <p><u>⑫ 事業者の証明責任を軽減し、又は消費者の証明責任を加重する条項</u></p> <p><u>⑬ 管轄裁判所を事業者の住所地又は営業所所在地に限定する条項</u></p>
<p>2 前項第5号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。</p> <p>① 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合</p> <p>② 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合</p>	<p>2 前項第7号に掲げる条項について、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。</p> <p>① 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合であって、当該責任に基づく義務が現実に行われた場合</p> <p>② 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部又は一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合であって、当該責任に基づく義務が現実に行われた場合</p>
<p>(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。</p> <p>[新設]</p> <p>① 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分</p> <p>[新設]</p>	<p><u>(一部を無効とする消費者契約の条項)</u></p> <p>第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。</p> <p>① <u>消費者の債務不履行に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分</u></p> <p>② 消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、違約金を定め、<u>又は原状回復請求権の範囲を定める条項であって、これらを合算した額が平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分</u></p> <p>③ 消費者契約の解除に伴う履行済みの給付に対する</p>

② 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が2以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

〔新設〕

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第10条 民法、商法（明治32年法律第48号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一端的に害するものは、無効とする。

〔新設〕

### 第3節 補則

（他の法律の適用）

第11条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

【第3章以下、省略】

対価の請求を予定し、又はあらかじめ受領した対価の不返還を定める条項であって、履行済みの給付に相当する対価の額を超えるもの 当該超える部分

④ 〔同左〕

2 前項1号及び2号の平均的な損害の算定するとき  
は、解除の時期、契約目的達成の代替性等を考慮する  
ものとし、違約罰はこれを認めない。

（前二条のほか消費者契約の条項が無効となる場合）

第10条 前二条のほか消費者の利益を不当に害する消費者契約の条項は、当該条項全体を無効とする。ただし、この法律その他の法律に特別の定めがあるときはこの限りでない。

2 消費者契約の条項であって、当該条項が存在しない場合と比較して、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するもの及び事業者の責任を制限し又は免除するものは、前項の消費者の利益を不当に害する消費者契約の条項と推定する。

### 第3節 補則

〔同左〕

【第3章以下、省略】